

## 「枚方公園青少年センターのあり方について（答申素案）」について

皆様から寄せられたご意見と、社会教育委員会議ならびに枚方市の考え方を公表します。

「枚方公園青少年センターのあり方について（答申素案）」について、市民のみなさまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただいたご意見を整理し、それに対する社会教育委員会議、ならびに枚方市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

意見募集期間	平成 22 年 1 月 6 日から 1 月 26 日まで
意見提出者数	16 人（市内在住 14 人）
意見件数	50 件
内、賛否を表明した意見等	38 件
意見提出方法	市ホームページ：4 件、ファックス：1 件、持参：11 件
市民説明会（2 回）	1 月 17 日(日)10 時、1 月 19 日(火)19 時、青少年センターにて

	頁	章番	ご意見の概要	社会教育委員会議・枚方市の考え方
利用実態と制度の変更	2	2-(1)	青少年を 2 ヶ月前、一般団体を 4 週間前からの予約とあるが、両者平等で良いのでは。	現在、青少年が利用可能な時間帯において、一般団体にも利用していただいています。今後は、「青少年に学習と憩いの場を与え、その青少年活動を助成し、健全な育成を図る」という設置目的に即して、青少年団体の利用が最も多い音楽室に限り、優先制度を設け、青少年活動の活性化につなげていきたいと考えています。
	2	2-(1)	イベント予約時に青少年を優先とあるが抽選で良いのでは。	ホールにおけるイベント優先予約（3 か月前）の際に、青少年団体を優先し、青少年活動の活性化につなげていきたいと考えています。なお、2 か月前の優先制度は設けません。
主催事業の取り組み	2	2-(2)	同感ですが、企画には専門家が必要だと思います。コストがかかることを前提に考えなければなりません。財政面でのバックアップが必要である。	必要に応じて外部の専門的な助言もいただきながら、職員の育成に努めることが必要であるとと考えています。この考え方を「(2)主催事業の取り組み」の中に追加します。
	3	2-(2)	既存の事業は全て広報にでていますか。もう少し宣伝した方がいいと思う。特に青少年にアピールして利用を増やした方がいいのでは。	既存の事業は、広報に掲載しています。その他、情報誌等にも依頼して、掲載していただくこともあります。アピールや周知の仕方については工夫していきたいと考えています。

主催事業の取り組み	3	2-(2)	主催事業として、過去にあったマーチ演劇ゾーンのような外部地域の団体も出演できる演劇祭を再度提案したい。理由としては地元の学生たちに対する芸術活動の活性化のためである。	ご意見の趣旨について、今後、主催事業の見直しの中で検討していきます。
	3	2-(2)	音楽発表だけでなく、青少年のみずみずしい感性をいかした文学(短歌、詩等)の発表もできる施設でもあってほしい。	ご意見の趣旨について、今後、主催事業の見直しの中で検討していきます。
	3	2-(2)	ロビーに来て居眠りしている人がいる。ロビーは寝る所ではないし、迷惑である。	ロビーは、どなたでも自由に利用できる場所です。体調不良の場合は別ですが、他の人の迷惑行為に及ぶようであれば、退所していただく場合もあります。
	3	2-(2)	事務的にならずに、相談しやすい体制を作ってほしい。	受付・窓口で利用者の皆様から、気軽にお声をかけていただけるような雰囲気づくりを心がけます。
	3	2-(2)	自由に行って勉強や宿題も出来るような場所になるべきである。勉強のお手伝いは先生経験者や専門知識を持つシニアが当たってはどうか。勉強も遊びも枚方での思い出になってほしい。	本来、勉強は学校で行われるべきものですが、自習や宿題はロビーを利用させていただいています。なお、青少年センターは学校や授業では経験できない活動の場であることを基本と考えており、学習塾的な役割を担うことは想定していません。
	3	2-(2)	実行委員形式で成果の発表だけにならないか。自由に自分達のやりたいことを、そして多数の人が参加して楽しめるプログラムを展開したらどうか。	活動成果の発表も、重要な取り組みの一つと認識しています。 なお、答申素案の中で「青少年自らが斬新なアイデア・発想を企画できるように」と明記することで、ご意見の趣旨を含んでいると考えています。具体的な取り組みについては、今後、主催事業の見直しの中で検討していきます。
	2	2-(2)	活発に取り組んでもらいたい。IT や個の生活に傾倒してゆく若者が多い現在、主催事業を展開していくのは、かなり困難とは考えるが、出来る限り青少年自身の主体性を大切にしてほしい。そのきっかけ作りとしての事業をどんどん進めて行ってほしい。	答申素案の中で「青少年自らが斬新なアイデア・発想を企画できるように」と明記することで、ご意見の趣旨を含んでいると考えています。具体的な取り組みについては、今後、主催事業の見直しの中で検討していきます。

有 料 化 に 対 す る 考 え 方	4	3-(1)	良い。しかし集会室が料理室より高いのは逆ではないか(ガス使用)。料理室の使用は利用団体を限定しない方がよい。	生涯学習市民センターの使用料算定基準は、㎡1時間単価基準4.2円で、料理室やホールも同様の基準が適用されています。 なお、青少年センターの料理室は、管理運営上、支障がないことを前提として、料理以外の活動にも利用していただいています。
	4	3-(1)	第1集会室、第2集会室の使用料を1000円以下で設定してほしい。音楽室については妥当である。	生涯学習市民センターの使用料算定基準は、㎡1時間単価基準で4.2円となっています。
	4	3-(1)	イベントホールの備品(平台・箱馬・照明・音響設備)など度重なる修理ボランティアを有志で行った。音楽室の利用が高い件は、音楽室は使ったら使いっぱなしの印象が濃い。何をもって判断しているのか。	利用者がボランティアで修理作業に取り組むことは、施設をみんなで支えていくということであり、とても意義深いことです。今後、こうした活動を積極的に支援していきます。 また、「(1)有料化に対する考え方」の中に、使用料の収入を音楽室のほか、「ホール」の各種備品についても念頭に置く旨を追加します。 なお、音楽室は青少年団体がよく利用している部屋ですので、使用後の整理整頓について、日々青少年団体に呼びかけてまいります。
	4	3-(1)	有料化するなら第2集会室、料理室にもスクリーン(映写用)を取り付けるべきである。	予算上の課題もありますが、ご意見の趣旨を含め、優先順位を定めて施設の修繕等を検討していきます。
	4	3-(1)	有料化する以上設備面で改善が望ましい。音楽室の入口扉など一向に改善されてない。	予算上の課題もありますが、ご意見の趣旨を含め、優先順位を定めて施設の修繕等を検討していきます。
	4	3-(1)	使用料は、大人は有料であって良いが、老朽化による耐震工事等は市が行うべきものである(使用料だけではできないのでは)。	使用料は修繕・備品購入・光熱水費の一部に充当させていただくもので、その他の施設維持に要する経費や老朽化による補修工事等については、市の予算で行います。
	2 4	2-(1) 3-(1)	第2集会室はホールと対なのか。ホールを使ってもよほどのイベントでない限り第2集会室まで使うことは少ないのではないか。イベント外で使わない(空いている)時は他のグループが使ってもいいのではないか。	第2集会室をホールと一体的な部屋と考えるのは、イベント利用のみです。通常は他の部屋と同様、第2集会室のみで使用できます。 なお、「参考・料金例」の中に、第2集会室を追加します。

有 料 化 に 対 す る 考 え 方	2 4 6	2- 3- 5-(1)	ホールと第2集会室は別の料金体系にした方がよい。区分を2時間程度で短い時間が必要な人も使いやすく、無駄な時間が出ないようにしてほしい。	音楽室はスタジオ形式で練習が活動の中心となっています。また、ホールや集会室は、イベントや講演会・学習会・演劇の練習など、幅広い活動に利用していただいています。使用時間区分を短縮することで、使用料は低額になりますが、活動内容によっては必要な時間を予約できなくなることも想定されます。青少年センターは部屋数も少ないことから、使用時間区分の変更は音楽室のみを想定しています。 なお、「参考・料金例」の中に、第2集会室を追加します。
	4 6	3- 5-(1)	音楽室と同様、第1集会室、ホール等も4時間を2分割として使用料も半分にすべきではないか。	音楽室はスタジオ形式で練習が活動の中心となっています。また、集会室等はイベントや講演会・学習会・演劇の練習など、幅広い活動に利用していただいています。使用時間区分を短縮することで、使用料は低額になりますが、活動内容によっては必要な時間を予約できなくなることも想定されます。青少年センターは部屋数も少ないことから、使用時間区分の変更は音楽室のみを想定しています。
	4 6	3- 5-(1)	今の財政難で有料化も仕方ないかもしれないが、使用時間を半分の2時間にし、使用料についても1/2にする。	使用時間区分を短縮することで、使用料は低額になりますが、活動内容によっては必要な時間を予約できなくなることも想定されます。青少年センターは部屋数も少ないことから、使用時間区分の変更は音楽室のみを想定しています。
	4	3-(1)	経費は掛かるのだから、年齢に関係なく有料であっても良いのでは。ただし、学生は学割があること。	全ての利用団体を有料とすることも一つの考え方ですが、「青少年に学習と憩いの場を与え、その青少年活動を助成し、健全な育成を図る」という施設の設置目的に即した運営を行う観点から、青少年団体は有料としない考えです。
	4	3-(1)	ホールの備品に関しても、有料化云々という前にもっと修理修繕のために予算を考えてほしい。	施設の維持には、修繕費・光熱水費・清掃委託料・ホールの設備点検委託料などの経費を要します。施設利用に伴い発生する直接的な費用の一部を、一般団体の方々にご負担いただくものとして、使用料を設定するものです。
	4	3-(1)	教育施設での有料には反対である。	教育機関の野外活動センターや教育委員会所管の総合スポーツセンター・市民体育館は有料施設として、使用料を設定しています。青少年センターは今回の見直しで、一般団体の利用に限定し、有料とさせていただくものです。

	4	3-(1)	<p>青少年の育つ場であるので、受益者負担制度の対象にならないとの枚方市の原則を、まず確認していただくことを希望する。ならば、部局の違う生涯学習センター基準を直ちに適用するのは、無理があると考えます。</p>	<p>「青少年に学習と憩いの場を与え、その青少年活動を助成し、健全な育成を図る」という施設の設置目的に即した運営を行う観点から、青少年団体は有料としないものであり、条例等にその趣旨が反映されることが必要であると考えています。なお、生涯学習市民センター・青少年センターという互いの施設を、同一の一般団体が利用することもあるため、その部分において施設運営を合わせるものが適切であると判断しているものです。</p>
	4	3-(1)	<p>青少年の使用する備品類に、青少年センターを利用した大人の使用料を固定して充当すると確定するのは、無理があるのではないかと思います。</p>	<p>施設の維持には経費を要しますが、施設利用に伴い発生する直接的な費用の一部を、一般団体の方々に使用料をご負担いただくものです。また、青少年の活動を支援するという趣旨からも、使用料の使い道を公表していく考えです。</p>
	4	3-(1)	<p>気楽に一人でも参加出来るように、個人利用については無料とすべきである。</p>	<p>青少年センターの部屋の利用は、団体利用を基本としています。個人の方は、ロビーでの利用や主催事業へ参加していただくように、お願いしているところです。</p> <p>なお、生涯学習市民センターでは、個人利用は当日窓口のみ受付し、その場で使用料をお支払いいただいて部屋の利用を許可しています。</p>
減免制度やロビーの取扱い	4	3-(2)	<p>健康増進、病気予防に役立っているサークルなどは、医療費の節約になっている意味で優遇措置をする、利用者の平均年齢が65歳以上である場合優遇するなど、きめ細かい対処をお願いしたい。</p>	<p>現在、生涯学習市民センターでは減免の対象を「主に18歳以下の者や障害者・児で構成される団体」「校区コミュニティ協議会や自主防災組織」「行政と協働して実施する企画事業・まちづくり事業」としています。介護予防事業や高齢者団体の減免は行っていないため、青少年センターでも同様の取扱いを考えています。</p>
	4	3-(2)	<p>一部の生涯学習市民センターで適用されている高齢者サークル(60歳以上が半分以上のグループ)も減免率の50%を要望する。(同文2件)</p>	<p>現在、枚方市内の生涯学習市民センターでは、高齢者サークル(65歳以上)の減免は行いません。なお、「主に障害者・児で構成される団体」については、50%の減免率が適用されています。</p>
	5	3-(2)	<p>人が集まるのが文化というのは分からない。市の職員の方は、公の会議の席上で「公民館(生涯学習市民センター)と青少年センターとは全く違う」と言われた。ならば何も無理していっしょにしないでいいのではないかと。</p>	<p>生涯学習市民センター(再編前は公民館)と青少年センターは、法的根拠となる条例も個別に制定しており、設置目的も異なるということを説明させていただいたものです。</p> <p>また、互いの施設を同一の一般団体が利用することもあるため、その部分において施設運営を</p>

			合わせる事が適切であると判断しているものです。	
青少年センターにおける青少年の範囲	5	4-(2)	<p>「概ね 26 歳」の根拠が良く解らない。青少年の範囲は 22 歳までとして、例外を認めるといった柔軟さもあるといい。</p>	<p>青少年の範囲を「概ね 26 歳」までと示しているのは、不安定雇用・ワーキングプア・フリーターなど様々な問題をふまえた上で、第 29 期社会教育委員会議の答申（平成 19 年 7 月 31 日）の中で設定されたものです。</p> <p>よって、青少年センターにおいて使用料が無料となる範囲は、これとは別の判断基準として、新たに「22 歳」を示しているものです。</p> <p>なお、例外を認めることは、公平公正な施設運営の観点から、適切でないと考えています。</p>
	5	4-(2)	<p>他の生涯学習市民センターが 18 歳を超えて有料に比べ、22 歳にというが、青少年をサポートするという目的ならば、むしろ 22 歳まで大学に行き就職できる人以外のことを念頭に置くべき。</p> <p>ニートなどの対策は別に取り組むということなので大いに期待しているが、市民が青少年のためにする活動もサポートしてほしい。</p>	<p>青少年センターは、青少年が自らグループや団体を登録して、文化学習活動を行う施設です。他方、平成 21 年度より、引きこもり・ニート・不登校等の悩みを抱える、概ね 26 歳までの青少年を対象とした「青少年サポート事業」に取り組んでいます。今後、市民団体による青少年健全育成活動に対する支援のあり方については、「青少年サポート事業」を進める中で検討していきます。</p>
	5	4-(2)	<p>無料は高校生までで良い。</p>	<p>生涯学習市民センターでは、主に 18 歳以下の者で構成される団体に対して使用料を免除しています。青少年センターでは施設利用が無料となる範囲を、一般的な大学生までの年齢（22 歳）とし、設置目的に即した事業運営を行っていく考えです。</p>
	5	4-(2)	<p>22 歳で良いと思うが、昨今の情勢を考えると「26 歳」ぐらいでもと思う。</p>	<p>26 歳までを範囲とすると、いわゆる社会人・職業人の方が、対象者の中はかなり含まれると想定されます。施設の利用が無料となる範囲は、一般的な大学生までの年齢（22 歳）が適切であると判断しているものです。</p>
	5	4-(2)	<p>「学割」を言うのなら高齢者割引もある。私は全て無料を主張しているので、年齢による割引など考えてもいない。</p>	<p>大学生や専門学校生について「青少年の範囲」と捉えることを考える上で、一例として「学生割引」という表現を答申素案の中で使用しています。</p> <p>現在、生涯学習市民センターでは高齢者団体の減免は行っていないため、青少年センターでも同様の取扱いを考えています。なお、施設の維持には修繕費・光熱水費などの経費がかかって</p>

				います。施設利用に伴い発生する直接的な費用の一部を一般団体の方々にご負担いただくものとして、使用料を設定するものです。
開館時間と休館日	6	5-(1)	「日曜・祝日の17時閉館を、青少年センターでは21時とする」←利用者が必要としているのか。	青少年センターでは、イベントなど潜在的なニーズがあること、また、音楽室において利用時間帯を拡大することは、青少年活動の活性化にもつながることから、今回の見直しに併せて、日曜・祝日の閉館時間は21時にすべきであると考えています。
	6	5-(1)	開館時間帯は、別に生涯学習センターに合わせる必要はないと考える。 社会教育施設として独自性を出す方が、活性化すると思う。利用団体も子どもや若者中心の幅広い人、団体が利用できることを大切にされた方がよい。幅を広めるならば、音楽団体が若者に多いのならば交流を広める為に大人の音楽関係の団体の利用を大切にすることも検討したらどうか。	より多くの利用者の方が施設を使えるように開館時間を繰り上げし、開館日数を増やすという考えに基づくものです。 今後、青少年を中心として、異年齢・異世代が交流できる機会を、主催事業の取り組みの中で検討していきます。
	6	5-(1)	基本的な運営について生涯学習市民センターと、別に合わせる必要はない。 誰のために合わせるのか。	より多くの利用者の方が施設を使えるように開館時間を繰り上げし、開館日数を増やすという考えに基づくものです。 また、生涯学習市民センター・青少年センターという互いの施設を、同一の団体が利用することもあるため、一部運営について合わせる事が適切であると判断しているものです。

利用 対象 者の 拡大	6	5-(2)	<p>青少年センターにおいては、生涯学習市民センターとの整合性を追うことは無いと考える。特に政治団体、宗教団体、企業組織には開放すべきではないと思う。</p>	<p>生涯学習市民センターと青少年センターは、法的根拠となる条例も個別に制定しており、設置目的も異なります。しかしながら、互いの施設を同一の一般団体が利用することもあるため、一部施設運営を合わせるものが適切であると判断しているものです。</p> <p>なお、平日の昼間など、青少年の利用が見込めない時間帯は、広く一般団体等に利用していただき、使用料収入（政治団体等の場合は倍額）を施設・備品の維持補修等に充当させていただきたいと考えています。また、政治・宗教団体ではボランティア活動や文化芸術活動に取り組んでいる事例、企業組織ではメセナ活動や地域貢献活動に取り組んでいる場合などもあり、一概に利用を制限すべきでないと考えています。</p>
	6	5-(2)	<p>政治団体、宗教団体、企業組織は選挙目的、営利目的であるような気がするから喜ばしい利用とは考えられない。広報に一般にも利用できることを知らせてほしい。</p>	<p>必ずしも政治団体の活動が選挙目的、宗教団体の活動が布教目的、企業組織の活動が営利目的のだけであるとは限りません。ボランティア活動や文化芸術活動に取り組んでいる事例や、メセナ活動・地域貢献活動に取り組んでいる場合もあり、一概に利用を制限すべきでないと考えています。</p> <p>なお、施設利用に関する広報への掲載については、特集記事の際に掲載するなど、検討していきます。</p>
	6	5-(2)	<p>政治団体は政治の活性化になるため賛成である。企業は主に中~小企業やその団体と思われるので賛成。宗教団体は反対である。</p>	<p>必ずしも宗教団体の活動が布教目的のだけであるとは限りません。ボランティア活動や文化芸術活動に取り組んでいる場合もあり、一概に利用を制限すべきでないと考えています。</p>



6	5-②	生涯学習市民センターに合わせる必要なし。青少年センターという場に宗教団体や政治団体が入るのには反対である。一般団体は今でも利用しているのではないか。	生涯学習市民センターと青少年センターは、法的根拠となる条例も個別に制定されており、設置目的も異なります。 しかしながら、互いの施設を同一の一般団体が利用することもあるため、一部施設運営を合わせることで適切であると判断しているものです。また、平日の昼間など、青少年の利用が見込めない時間帯は、広く一般団体等に利用していただき、使用料収入（政治団体等の場合は倍額）を施設・備品の維持補修等に充当させていただきたいと考えています。 なお、政治団体・宗教団体等については、使用料は倍額で、申込受付開始を4週間前とすることから、現在利用されている一般団体の活動が優先されます。
6	5-②	問題のある政治団体、宗教団体に利用されるのは市民として許し難い。その点で課題が残る。	生涯学習市民センターでは、政治団体による入会等の勧誘、宗教団体による宗教行事・布教活動・入会等の勧誘はできません。仮にそうした行為が行われた場合、施設職員が速やかに指導・対処するとともに、登録（ID番号付与）の取消しを行い、今後の施設利用を許可しないという厳正な対応を行っています。 青少年センターでは、生涯学習市民センターと同様の対応を考えています。
6	5-②	教育目的なので、生涯学習市民センターに合わせて政治団体・宗教団体・企業組織は使えないようにしてほしい。	現在、生涯学習市民センターでは、政治団体・宗教団体・企業組織でも、生涯学習活動であれば幅広く使えるようになっています。 なお、政治団体による入会等の勧誘、宗教団体による宗教行事・布教活動・入会等の勧誘、企業組織による商品の販売・勧誘・契約などの営利行為はできません。
6	5-②	生涯学習活動の定義とはなにか。	生涯学習は人生を豊かにするための個人的な文化学習活動から、地域課題の解決につながるものまで、幅広い領域へと広がっています。現在、本市では「生活を豊かにするための文化・学習活動」「生活に必要な基礎的な知識や技術に関する学習活動」「専門的・高度な知識・技能習得のための学習活動」「まちづくりに関わる諸課題に関する学習活動」を、生涯学習活動の領域と捉えています。

全 体	—	—	<p>青少年利用者による実費の修理作業もまず、日程がとれない。(一般利用者により) 段帳幕が破かれボロボロになっていたり、掛けられている時計も停止している事もある。ボランティアとして手が出せない事も多いので、もっとそうした事への対応もお願いしたい。</p>	<p>利用者がボランティアで修理作業に取り組むことは、施設をみんなで支えていくということであり、とても意義深いことです。日程を事前に確保するなど、今後、こうした活動を積極的に支援していきます。</p> <p>また、予算上の課題もありますが、ご意見の趣旨を含め、優先順位を定めて施設の修繕等を検討していきます。</p>
	—	—	<p>様々な考え方があると思うが、現在の登録団体や利用している方が、今までどおりに不安なく利用できることが前提だと考える。青少年の団体の方と話されたのか。様々な年齢層の青少年団体があると思う。</p>	<p>具体的な見直しを進める上で、利用者懇談会等の機会を通して十分な説明に努めたいと考えています。</p> <p>また、今回のパブリックコメントや市民説明会の実施に際して、窓口でも直接、青少年の利用団体の方に参加を呼びかけてきました。</p>
	—	—	<p>サークルの一員として利用させて頂いているが、なかなか会場が取りにくく毎回場所が変わる状況にある。年間週1回同じ場所を借りることが出来れば良いと思う。心身の健康を保つ、文化向上の視点からきめ細かい対策をしてほしい。</p>	<p>利用団体の活動状況は、その内容によって週1回や月1回、2か月に1回など様々です。そのため、部屋の予約については、公平性の観点から抽選としています。</p> <p>平成20年度の登録数は400団体を超えており、全ての団体の活動状況に合わせて、部屋の予約を個別に対応することは、困難であると考えています。</p>
	—	—	<p>全体的に青少年センターの性格付けが、あいまいだと思う。</p>	<p>青少年センターは「青少年に学習と憩いの場を与え、その青少年活動を助成し、健全な育成を図る」ことを設置目的として定めています。今回の答申素案に示された「主催事業の取り組み」を進めていく中で、設置目的の趣旨がより明確になっていくと考えています。</p>

※「枚方公園青少年センターのあり方について（答申素案）」について賛否を表明された等のご意見

該当する項目	ご意見の概要
利用実態と 制度の変更	<p>良い、賛成（青少年優先は当然）（枚方市唯一の青少年のための施設であるため）6件</p> <p>音楽室・ホールの申込はこれでいい。</p> <p>特に問題はない。現在も4週前で予約している</p>
主催事業の 取り組み	<p>良い、賛成 4件</p>
有料化に対す る考え方	<p>良い、賛成 2件</p> <p>具体的な使用料の金額をみると無料である現在に比べてかなり高額に感じてしまう。仕方が無いと思う。</p> <p>もう2~3割上げても良いのでは。</p>
減免制度や ロビーの取り 扱い	<p>良い、賛成 4件</p> <p>特に意見なし</p> <p>もっともっと子育てサークルなどへ呼びかけて利用を増やすべき</p>
青少年センタ ーの利用に係 る「青少年の範 囲」	<p>良い、賛成 4件</p> <p>特に意見はありません</p>
開館時間と 休館日	<p>生涯学習市民センターも青少年センターも同じ開館時間と休館日であってもよい。（青少年であっても、定時制で学ぶ学生も居るため）</p> <p>音楽室の1区分の時間帯を変更←音楽室の件は提案どうりで良い。</p> <p>良い</p> <p>開館時間の30分繰り上げは良いと思う。</p> <p>休館日を他の学習センターと合わせる件：賛成</p> <p>日・祝日を青少年センターでは21時にする件：賛成</p> <p>音楽室：音楽をやらないので判らない</p>
利用対象者の 拡大	<p>良い</p>
全体	<p>乳幼児・青少年は社会の国の宝です。大事に大切に育ててあげたいものです。</p> <p>青少年センターという施設では、本来青少年のみが使用するものであるのが望ましいと思う。現在、利用枠の空き部分を私共も一般団体として使わせて頂いてはいるが、活用の仕方を十分に工夫し青少年が伸び伸びと有意義な活動に利用できる環境を整えて行き、本来の目的に添った施設として存在し広く市民に認められ、大切にされるべきものとする。</p> <p>答申素案はおおむね賛成。特に青少年は無料として、一般等は有料というのは良いことと思う。また、青少年の範囲についても22歳以下とするのが妥当だと思います</p>